

府政経運第 257 号
令和 3 年 6 月 18 日

経済財政諮問会議議長
菅 義偉 殿

内閣総理大臣 菅 義偉
(公 印 省 略)

内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 45 号

当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。